

PR



弁護士 菅原仁人

弁護士Q&A

Q 〈相談者〉 夫が不貞行為をして家を出て行ってしまいました。私は、夫の不貞相手に慰謝料を請求したいと思っ

ているのですが、先日二ユースを見ていて「配偶者の不貞相手には離婚慰謝料を請求できない」という最高裁判決が出た

夫の不貞相手には慰謝料を請求できない？

リブラ共同法律事務所 弁護士 菅原仁人

判決後でも

と耳にしました。夫の不貞相手に慰謝料を請求することができなくなってしまうのでしょいか。ま

A 〈弁護士〉 不貞行為による慰謝料には、「不貞行為を行ったことによる慰謝料」と「不貞行為の結果離婚に至ったことによる慰謝料」を請求できないと判断されたものにはなりません。最高裁判決は不貞慰謝料について述べたものでは

耳にした方もいらつしゃるのではないかと思ます。ただし、この最高裁判決は、あくまで特段の事情のない限り離婚をしたことに対する「離婚慰謝料」を請求できないと判断されたものにはなりません。最高裁判決は不貞慰謝料について述べたものでは

たことによる慰謝料」の二種類があります。このうち離婚慰謝料について平成31年2月19日に「配偶者の不貞相手には離婚慰謝料を請求できない」という最高裁判決がなりました。二ユース等でもかなり報道されていきましたので、

「不貞慰謝料」は請求できるのです。インターネット上の記事をはじめとして、この点についての説明が不正確なものも散見されますので、不貞相手への慰謝料請求についてお困りの方は、ぜひ一度当事務所にご相談ください。



弁護士法人

リブラ共同法律事務所

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号
新札幌センタービル5階

☎011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

